

指 示

平成 2 4 年 9 月 2 5 日

群馬県知事  
大澤 正明 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
野田 佳彦

貴県に対する、原子力規制委員会設置法（平成 2 4 年法律第 4 7 号）による改正前の原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 3 項に基づく平成 2 4 年 9 月 1 0 日付け指示は、改正後の同条第 2 項に基づき下記のとおり変更する。

記

1. 群馬県沼田市、東吾妻町及び嬭恋村において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 群馬県渋川市において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）、薄根川（支流を含む。）及び烏川のうち川田橋の上流（支流を含む。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
4. 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設まで

の区間（支流を含む。）、薄根川（支流を含む。）、小中川（支流を含む。）及び桃ノ木川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

5. 貴県において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。